

(1) 議事

高知市児童福祉審議会の運営要領の改正

(書面会議及びWEB会議の開催運用について)

【趣旨】

高知市児童福祉審議会の運営に関する事項については、高知市児童福祉審議会条例第10条により、委員長が支援会議に諮ることとなっている(資料1)。

児童福祉審議会の開催方法としては、委員同士の直接の意見交換により、議論を深め、会議体として議題に対して議決を行う方法が最良である。また、児童福祉審議会で取り扱う議題の中には、法人の機密情報を取り扱うものも多く、情報管理の観点からも対面での開催が確実性の高い方法であると考えられる。

しかし、感染症の拡大や自然災害等により長期に委員の参集が困難な場合で、審議会の開催を中止や延期とすることで市民生活に影響を与えるような、やむを得ない場合に限り、書面開催を実施することを可能とするもの。また、議案を機密情報として取り扱わない場合において、会議へのリモート出席についても可能とするもの(資料2 運営要領改正案)。

〈添付資料〉

資料1 高知市児童福祉審議会条例

資料2 高知市児童福祉審議会運営要領改正(案)

高知市児童福祉審議会条例

(平成26年条例第8号)

平成26年1月1日公布

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第8条第1項及び第3項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、高知市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(1) 法第8条第1項から第3項までに規定する事項

(2) 認定こども園法第25条に規定する事項

2 前項各号に掲げる事項のほか、審議会は、高知市子ども・子育て支援会議条例（平成25年条例第54号）第2条の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号及び第2号に掲げる事務について処理することができる。この場合において、審議会は、同項に規定する合議制の機関とする。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 前項に定めるもののほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

3 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議において必要と認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長 1 人を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 5 第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第 8 条 委員及び臨時委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

会議の運営について必要な事項として、
書面開催とリモート出席について、
審議会に諮ります。

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第 1 条及び第 2 条の規定（法第 8 条第 3 項及び認定こども園法第 25 条に係る部分に限る。）は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(調査審議事項の特例)

- 2 審議会は、前項ただし書に規定する日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第 9 条の規定に基づき同法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項について、この条例の規定の例により調査審議を行うことができる。

(会議の招集の特例)

- 3 平成26年4月1日以後最初に開催される会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

(高知市児童福祉施設最低基準条例の一部改正)

- 4 高知市児童福祉施設最低基準条例（平成24年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「高知市社会福祉審議会条例（平成12年条例第23号）第 1 条第 1 項に規定する高知市社会福祉審議会」を「高知市児童福祉審議会条例（平成26年条例第 8 号）第 1 条に規定する高知市児童福祉審議会」に改める。

附 則（平成26年4月1日改正）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(高知市児童福祉審議会条例の一部改正)

- 2 高知市児童福祉審議会条例（平成26年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

(省略)

附 則（平成27年10月3日改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月1日改正）

この条例は、公布の日から施行する。

(改正案)

資料2

高知市児童福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知市児童福祉審議会条例（平成26年条例第8号）第8条の規定に基づき、高知市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理人の出席)

第2条 委員長は、委員が会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

書面開催に関する条項を追加

(書面による議決)

第3条 緊急またはやむを得ない理由により審議会を開催することが困難なときは、書面で各委員の意見を聴き、審議会の議決に代えることができるものとする。

(書面議決の実施)

第4条 書面議決を実施する場合次のとおり実施する。

(1) 会長は書面議決の実施にあたり、返信期日を指定し、議案書、意見書様式、参考資料等を全委員に送付するものとする。

(2) 期日内に委員の過半数からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。

(3) 意見書は、賛成または反対を明らかにするように実施する。

(4) 議事は、会議に出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面議決の報告)

第5条 会長は会議後、各委員の表決内容および意見の記録を議事録として作成し、全委員に報告する。

リモート出席に関する条項を追加

(WEB会議システムによる会議出席)

第6条 会長がWEB会議（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）の開催が必要と認めるときは、会長を含む委員は、WEB会議システムを利用して審議会に出席することができる。

(オンラインによる審議会への参加)

第7条 WEB会議システムを活用した審議会にオンラインにより参加を希望する委員（以下「オンライン委員」という）は、所定の申請用紙（様式）に必要事項を記入し、あらかじめ事務局に提出しなければならない。

(オンラインによる会議出席の確認)

第8条 WEB会議システムによる審議会への出席は、オンラインにより委員会へ参加する委員の映像と音声の送受信により確認する。その確認後、通信障害や機器のトラブルにより、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

(オンラインによる審議会からの退出)

第9条 WEB 会議システムの利用において、音声を送受信できなくなった場合には、当該オンライン委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

(オンラインによる出席者がある場合の表決の方法等)

第10条 会長は、問題の宣告の後、オンラインにより委員会へ参加する委員（以下「オンライン委員」という。）に対し1人1人その可否を確認し、その後、委員会の開催場所にいる委員の可否を挙手等により確認し、オンライン委員の可否と合算して多少を認定する。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月●日から施行する。